

議案第45号

長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成30年6月5日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

議会の議決を要する事項のうち損害賠償額の決定について、額の変更を行うもの。

長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長与町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条（見出しを含む。）中「負担付き」を「負担付き」に、「金額が10万円以上の」を「金額が100万円を超える」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。